

## 帯広市市民の声システム賃貸借契約公募型プロポーザル実施要領

### 1 実施の理由

市民の声システムは、導入してから13年が経過し、ホームページとの連携機能や過去案件の複写機能、データの分析を目的とした集計機能がないなど、公開作業や事務処理に時間を要している。

そのため、新たな市民の声システムを導入し、市民サービスの向上及び帯広市職員の事務処理の効率化を目指すものである。

システムについては、各事業者が独自の市民の声システムを開発しており、事業者によって提供する機能やサービス内容に差異があることから、価格だけの比較では、本市にとって最適なシステムを提供する事業者を特定できないため、企画・開発力等の観点から総合的に判断する必要がある。

よって、「帯広市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づきプロポーザル方式により事業者を特定しようとするものである。

### 2 業務の概要

別紙「帯広市市民の声システム賃貸借契約仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 3 担当部課

帯広市 政策推進部 広報秘書室 広報広聴課

### 4 プロポーザル方式の形式

公募型プロポーザル

### 5 参加資格条件

帯広市市民の声システム賃貸借契約公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「JV」という）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、全ての構成企業が該当すること。単独で参加する場合は、他の共同企業体の構成企業として参加申し込みをしないこと。

- (1) 帯広市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 個人情報保護のために必要な措置（ISO27001 やプライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じていること。

### 6 公募要領の入手方法

帯広市ホームページからダウンロードするか、帯広市庁舎3階の広報広聴課にて配布。

## 7 参加申込

### (1) 提出書類

公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）

JVの場合は、参加申込書のほかに、共同企業体の組織構成などがわかる資料の写しを提出すること。

### (2) 提出方法

帯広市政策推進部広報秘書室広報広聴課に持参又は郵送

### (3) 提出期限

令和2年4月13日（月）午後5時30分（必着）

### (4) 参加資格の有無の確認結果

参加資格の確認結果については、資格の有無にかかわらず各参加申込者に通知する。

## 8 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書

(ア) 仕様書に定める要件を満たすことが明らかになるように作成すること。

(イ) 【別紙1】市民の声システム機能要件一覧表に記入して綴じること。

(ウ) その他、本実施要領に定める審査項目及び審査基準を参照の上、評価可能となるよう作成すること（任意様式）。

イ 業務にかかる経費を別添見積書に記入して提出すること。

ウ 操作マニュアル、パンフレット等

エ 導入実績調書（任意様式）

今回提案するシステムについて、官公庁等（公営企業、独立行政法人等を含む。以下同じ。）で過去3年間（平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に締結された契約とする。以下同じ。）に実施された、本件と同等規模の案件を記載することとし、また、契約書の写し等実績を証明する資料を添付すること。（開発元の実績も含む）

※審査は匿名で行うため、提案書の中に社名が判別できる事項を記載しないこと。

ただし、実績を証明する資料については社名が判別できる表記をした上で、紙媒体の正本のみに添付すること。

### (2) 提出方法

帯広市政策推進部広報秘書室広報広聴課に持参又は郵送

### (3) 提出期限

令和2年5月18日（月）午後5時30分（必着）

### (4) 提出部数

#### ア 紙媒体

正本1部、副本8部とする（A4サイズの内紙を用いること。A3を織り込むことは可）。

イ 電子媒体（CD又はDVD） 1部

※提出のあった資料は返却しない。

## 9 説明会

開催しない。

## 10 質疑・回答

### (1) 受付期間

令和2年4月15日（水）～30日（木）

### (2) 提出方法

質問書（任意様式）を電子メール又はFAXのいずれかの方法により帯広市政策推進部広報秘書室広報広聴課に提出するもの。

### (3) 回答方法等

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、電子メール又はFAXのいずれかの方法により回答する。なお、回答は、質問者を含めたすべての参加申込者に知らせるとともに、帯広市ホームページに回答内容を公表する。

## 11 審査方法等

### (1) 審査方法

審査については、帯広市市民の声システム貸借契約プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書を提出した者の中から、企画提案書及び提案に係るプレゼンテーションの内容、価格を総合的に勘案した上で、【別紙3】「帯広市市民の声システム貸借契約公募型プロポーザル評価基準表」に基づき、委員会の委員が評価（点数化）し、各委員の評価点の合計が最も高い者を事業者として特定する。

なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、次の順で比較し、順位を決定する。

ア システム性能に関する項目の各委員の評価点の合計

イ 保守及び運用支援に関する項目の各委員の評価点の合計

ウ 提案者に関する項目の各委員の評価点の合計

### (2) 審査項目及び審査基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す「帯広市市民の声システム貸借契約公募型プロポーザル評価基準表」に基づき審査する。

審査項目	
提案者に関する項目	・ 導入実績 ・ 導入体制・導入スケジュール ・ 取組姿勢
システム性能	・ 機能性（システム機能要件一覧表） ・ 操作性 ・ 信頼性
保守及び運用支援	・ 運用支援 ・ 障害受付体制・障害対応 ・ 操作研修
追加提案等	・ サービス向上、効率化に向けた独自の追加提案等
費用	・ システムの導入及び運用に要する費用

### (3) プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者は、委員会において、プレゼンテーションを行うこととし、実施日・場所等については、別途通知する（実施日は令和2年6月2日を予定）。

プレゼンテーションの時間は、1事業者30分（質疑応答時間は別に15分）以内とし、パソコンは事業者が準備するものとする。

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、採否に関わらずすべての企画提案書の提出者に通知する。

## 12 契約の締結

特定された事業候補者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約期間をシステム稼働期間（5年間）とする賃貸借契約を締結する。ただし、当該事業候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の企画提案書提案者と協議できるものとする。

なお、企画提案者が1者のみである場合も上記プレゼンテーションを実施する。この場合、各委員の評価点の合計が、満点であった場合の合計点の6割を下回る場合、事業候補者の特定は行わない。

## 13 スケジュール

令和2年4月1日（水）	案件公表、提案者公募
令和2年4月13日（月）	参加申込書提出期限
令和2年4月15日（水）	参加資格決定、通知、質問書受付開始
令和2年4月30日（木）	質問書提出期限
令和2年5月18日（月）	企画提案書提出期限
令和2年5月27日（水）	プレゼンテーション案内通知
令和2年6月2日（火）	プレゼンテーション実施、事業者の特定
令和2年6月8日（月） 予定	選定結果通知、事業者と契約内容の協議開始
令和2年6月12日（金） 予定	契約締結

## 14 企画提案書の取扱い

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本実施要領に違反すると認められる場合

カ 2つ以上の企画提案をした場合又は他社の代理をした場合（ただし、協力事業者等が複数の企画提案に含まれている場合はこの限りではない。）

キ その他、本市担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案書提案者の負担とする。

(5) その他

ア 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は帯広市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

15 留意事項

業務を遂行するにあたっては、帯広市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

16 問合せ先

帯広市 政策推進部 広報秘書室 広報広聴課

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地 帯広市役所本庁舎 3 階

電話番号：0155-65-4109、F A X 番号：0155-23-0156

E メール：report@city.obihiro.hokkaido.jp